



Step1
契約・法務
日→英

テーマ A
各種契約書

目次

例題.....	5
練習課題.....	17
添削課題.....	25
添削課題 C-101 取引基本契約書.....	26
添削課題 C-102 債権買取契約書.....	27
練習課題の解答例.....	29

Sidelight 1 契約書・法律文でよく使う表現（1）.....	14
Sidelight 2 英文契約書の構成と一般条項の内容.....	23
翻訳コーディネーターJun のぼやき日記.....	19

例題

例題 1

契約書の条項の中には、あらゆる契約書に共通な条項があり、これを一般条項といいます。以下は、冒頭に記載される前文と呼ばれる部分です。契約当事者の名称、所在地、契約締結日などが記されます。販売代理店契約の例を取り上げます。

販売代理店契約

日本国東京都千代田区麹町 52-3 に本社を置く日本国法人、株式会社 ABC 物産（以下、甲という）22 Boot Lay Way、Singapore 30002 に本社を置くシンガポール法人 BAX Singapore Ltd.（以下、乙という）は、2013 年 4 月 1 日付けで本契約を締結する。

【用語解説】

▼ 本社 [principal place of business] (cf. 「本店」 = registered office)

本店とは、会社の登記簿謄本に登録されるものを言います。一方、本社は事業の中心である場所を指しますので、会社によっては、本店と本社が違う場合もあります。本社に registered office を使わないよう注意しましょう。

▼ 株式会社 ABC 物産 [ABC Bussan Inc.]

例題では架空名称となっていますが、実際に仕事を受けて翻訳する場合、会社名等の固有名詞は、必ずインターネットのホームページ等で正式な英語名称を確認します。それでも確認できなかった場合は、翻訳会社やクライアントに必ず報告します。

▼ 甲、乙

日本の契約書では、一般に当事者を「甲」「乙」「丙」で表現しますが、時に、誰が甲で、誰が乙であったか混乱する場合があります。英文の場合、できれば固有名詞か、お互いの関係が分かる表現を使用したほうがよいでしょう。ここでは、甲を ABC とし、乙を Distributor とすると間違えることはありません。

【翻訳のポイント】

- This Agreement を主語にして受動態を用い、明確に訳しましょう。
- 「以下～という」は hereinafter referred to as と訳します。here と前置詞の複合語についてはテーマ B の Sidelight 1 にまとめてありますので、参考にしてください。
- 「締結する」は make and enter into、「～により、～の間で」は by and between とし、同義語を併記するなど、契約書では厳密な表現を使います。

【参考訳例】

Distributorship Agreement

This Agreement is made and entered into as of April 1, 2013 by and between ABC Bussan Inc., a Japanese corporation having its principal place of business at 52-3 Kojimachi, Chiyoda-ku, Tokyo (hereinafter referred to as “ABC”) and BAX Singapore Ltd., a Singapore corporation having its principal place of business at 22 Boot Lay Way, Singapore 30002 (hereinafter referred to as “Distributor”).

【背景知識】

- ☞ 販売代理店と一括して呼ぶことも多いのですが、法的には販売店と代理店は区別して考えなくてはなりません。販売代理店契約では、商品の売買において、自己の責任でその商品を仕入れ、自分で再販価格等を決定し販売できるものを販売代理店 (Distributor) といひ (厳密には販売店の意)、手数料 (Commission) ベースで販売の取次ぎだけをするものを代理店 (Agency) といひます。
- ☞ 主な契約における両者の関係は以下の通りです。

フランチャイズ契約	Franchisor (フランチャイザー)	Franchisee (フランチャイジー)
ライセンス契約	Licensor (ライセンサー)	Licensee (ライセンシー)
売買契約	Seller (売主)	Buyer (買主)
雇用契約	Employer (雇用主)	Employee (被雇用者)
賃貸契約	Lessor (賃貸人)	Lessee (賃借人)
テナント契約	Landlord (家主)	Tenant (入居者)
ローン契約	Lender (貸主)	Borrower (借主)

練習課題

■練習課題（校閲）

次の原文と訳文を読み、正しい翻訳になるよう訳文に修正を加えてください。校閲作業を通して、訳文を客観的にみる力を養いましょう。解答は巻末にあります。

練習課題 1（校閲）

加工業務委託契約の目的に関する条項です。

XXX は、本契約書の定めるところにより、YYY に製品の加工を委託することを約束し、YYY は、当該加工を引き受けることを約束する。

XXX agrees to contract out processing of the Products to YYY according to this Agreement. YYY agrees to accept the processing work on a contract basis.

練習課題 2（校閲）

研究試料提供契約書における第三者への提供の制限に関する条項からの抜粋です。

本研究試料は、利用担当者あるいはその直接の監督下にある社員が利用することができます。利用者または利用担当者は本件研究試料を第三者へ配布、転売してはならない。

The Specimens for Research can be used by the User in Charge or the personnel who are under their direct supervision. The User or the User in Charge must not distribute or resell the Specimens for Research to third parties.

練習課題 3（校閲）

研究試料提供契約書の知的財産権に関する条項からの抜粋です。

本契約は、本件研究試料及び開示された技術情報に関する特許権、その他の知的財産権に基づく実施許諾を利用者または利用担当者へ与えるものではない。